

## 災害査定検査命令書交付式について

～ 九州地方整備局における令和6年能登半島地震への対応 ～

令和6年能登半島地震では、多くの公共土木施設において甚大な被害が発生しました。これらの早期復旧に向け、被災地では公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害査定が行われています。

今回、災害査定を行うために、宮崎河川国道事務所の職員を派遣することとなったため、出発に先立ち「災害査定検査命令書」の交付式を行います。

- 派遣日時：令和6年5月7日（火）～10日（金）
- 派遣場所：北陸地方整備局管内（石川県内を予定）
- 派遣人数：1名
- 派遣内容：災害箇所復旧のための申請に対する、審査および確認

※令和6年5月1日（水）9時00分より宮崎河川国道事務所大会議室に

において、災害査定検査命令書交付式を行います。【所要時間10分程度】

（取材対応可、取材希望社は会場に直接お越し下さい）

### 《災害復旧制度とは》

台風・大雨・地震など異常な天然現象により、道路・河川・海岸・砂防施設などの公共的な施設が被害を受けた場合、国の補助金により被災箇所の復旧事業を行う法律上の制度です。被害を受けた公共的施設の管理者である地方公共団体等は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、所管する主務大臣に国庫負担の申請を行い、申請を受けた主務大臣は被災現地に災害査定官を派遣します。

問い合わせ先：国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

総括地域防災調整官 つづみ ひろのり 堤 宏徳

防災課長 まえだ てつじ 前田 哲司

TEL： 0985-24-8221（代表）

URL： <https://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>